

# 延岡市立延岡中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和 2年4月 1日改定

令和 3年3月 8日改訂

令和 4年3月11日改訂

令和 5年3月10日改訂

## 1 いじめの防止等対策に関する基本的な方針

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与える。また、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。

したがって、本校では、学校教育活動全体を通して、人権教育や人間関係づくりに関する指導を推進し、かつ、生徒会活動など生徒の主体的な活動を支援する。そのことで、生徒の人権感覚を醸成し、いじめを許さない・傍観しない等の態度を育てる。

## 2 いじめの定義といじめに対する基本認識

いじめ防止対策推進法（第二条）ではいじめを以下のように定義している。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

この定義のもと、以下の基本認識を校内で共有する。

- (1) いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や重大な人権侵害などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。
- (2) 最近のいじめは、SNSの普及により一層見えにくくなっている。
- (3) いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- (4) 誰もが被害者にも加害者にもなり得るものである。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ・不登校対応対策委員会

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、事務主任を構成メンバーとし、毎月第1週または第2週に実施する。必要に応じてスクールカウンセラー等、主任児童委員、関係職員も参加する。
- 当該委員会では、毎月末に行う「いじめに関するアンケート調査」の結果の報告を行い、実態把握に取り組む。また、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

### (2) 生徒指導推進委員会

- 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等を構成メンバーとし、毎週水曜日に実施する。
- 各学年の生徒指導状況について収集し、いじめの解決に向けた具体的な対応について協議する。

### (3) 生徒理解の日（職員会）

水曜日の職朝を生徒理解の時間として設定し、全職員の生徒指導に関する共通理解及び共通実践に役立てる。

※ 上記の3つの取組（いじめ・不登校対応対策委員会、生徒指導推進委員会、生徒理解の日）を効果的に行い、共通理解・実践に全職員で取り組む。

#### 4 いじめの予防（防止）のための取組

- (1) 教育活動全体を通して、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開する。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、道徳科・学級指導及び体験活動等の充実を図る。また、道徳科の授業では、いじめを題材に行う授業においていじめを自分のこととして捉え、考え、議論する指導を重視する。
- (3) 人権を意識した主体的な生徒会活動を支援し、生徒自らがいじめに向き合う態度を育成する。
- (4) SNS上のいじめ防止対策として、スマートフォン等やインターネット利用に係る実態把握を行うとともに、生徒・保護者を対象とした情報リテラシー教育等の充実を図る。
- (5) 学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう「学校いじめ防止プログラム」を策定し、計画的に取り組む。
- (6) 常に保護者・地域社会・関係機関との連携を行う。

#### 5 いじめの早期発見のための取組

- (1) いじめに関する調査等  
いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
  - ① 学校生活アンケート調査（毎月末、年11回）  
11月は県教委が実施する「学校におけるいじめの実態把握に関する調査」を行い、「現在もいじめが続いている」と回答した案件については、早急に調査を行う。
  - ② 教育相談（学期1回、年3回）
- (2) いじめ相談体制の整備  
生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
  - ① いじめ相談窓口の設置
  - ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
  - ③ 県教育研修センター、市青少年育成センター、オアシス教室等の相談窓口の周知
- (3) 日常的な観察
  - ① 「生徒がいるところには教師がいる。」を基本とし、業間や昼休み、放課後の雑談等の機会にも生徒たちの様子に目を配り、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見に努める。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃さない。
  - ② 様子が気になる場合には、教師側から積極的に教育相談等の働きかけを行い、問題の有無を確認する。

#### 6 いじめ解決のための対応

いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するために、学校全職員で、心理や福祉等に関する専門的な外部機関の支援を得ながら、いじめを受けた生徒やその保護者等に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行う。

- (1) 観察、相談、調査等がいじめが疑われる場合は、学級担任が速やかに事実確認を行う。

- (2) いじめの事実が確認された場合は、教頭に報告するとともに、いじめられている生徒の安全・安心を確保するための適切な処置をとる。
- (3) 教頭は校長に報告し、校長の指示により、いじめ・不登校対応対策委員会を直ちに開催する。
- (4) いじめ・不登校対応対策委員会では、以下の対応について協議し、全職員への共通理解を図る。
  - ① 正確な事実の確認といじめの解決のための指導法等の検討
  - ② 学校、学年、学級担任の役割分担
  - ③ いじめの解決に向けた保護者との連携
  - ④ 関係機関との連携
- (5) いじめの再発防止に向けた取組については、被害者を守ると同時に、加害者、観衆、傍観者についても適切な指導を行う。また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないとの認識のもと、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているか確認できるまで観察を続ける。
  - ① いじめが止んでいる状態が3カ月以上
  - ② 心身の苦痛を感じていないか面談等で本人、保護者に確認

## 7 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（重大事態）は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。

## 8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握、及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見のための取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。